

平成 30 年 3 月 28 日

稲城市教育委員会教育長 殿

稲城市特別支援教育あり方検討会委員長

稲城市特別支援教育あり方検討会報告書

1. はじめに

平成 29 年 4 月に、稲城市における特別支援教育に関する今後のあり方や、支援の体制・方法等に関する協議を通して、特別支援教育の充実を図ることを目的として、「稲城市特別支援教育あり方検討会」が設置された。

本検討会では、稲城市の特別支援教育のあり方について、平成 30 年 3 月 22 日までに 5 回の検討を行った。

本報告書は、検討を行ってきた内容及び結果を整理し、本市の特別支援教育に関する考え方と方向性をまとめたものである。

2. 組織

稲城市立小中学校長	3 人
稲城市発達支援センター職員	1 人
稲城市特別支援教育相談室職員	2 人

3. 検討会の進め方

本検討会において、稲城市における特別支援教育の充実を図るために、以下の事項について検討を行うこととした。

- (1) 稲城市の特別支援教育の基本的姿勢や今後のあり方
- (2) 知的障害の児童・生徒への支援の体制・方法
- (3) 情緒障害等の児童・生徒への支援の体制・方法
- (4) その他、稲城市の特別支援教育に関する事項

特に、小学校の知的障害特別支援学級における支援の体制については、現状と課題を鑑み、優先的に検討する課題とした。

4. 経過

- 第1回 平成29年5月18日（木）
「知的障害のある児童・生徒への支援について」
- 第2回 平成29年6月1日（木）
「小学校特別支援学級における支援について」
「中学校特別支援教室の導入について」
- 第3回 平成29年7月14日（金）
「検討内容の中間まとめについて」
「中学校特別支援教室の導入について」
- 第4回 平成30年3月16日（金）
「発達障害のある児童・生徒への支援について」
「言語障害のある児童及び聴覚障害のある児童への支援について」
- 第5回 平成30年3月22日（木）
「検討内容の最終まとめについて」

5. 検討結果報告

(1) 小学校、中学校における個に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備

① 副籍制度の充実による交流活動の推進

特別支援学校に在籍する市内在住の児童・生徒とその保護者の希望を踏まえ、平成29年度については、市内小学校6校、市内中学校2校において副籍交流を実施した。

特別支援学校に通う児童・生徒と市内小・中学校に通う児童・生徒との交流については、現在取り組んでいる交流活動を継続し、さらに効果的な交流活動のあり方を推進していくことが望ましい。

② 小学校、中学校の教員を対象とした研修・講習等の更なる充実

特別支援教育に関する教員研修として、平成29年度については、特別支援コーディネーター研修（年間3回）、巡回指導教員研修（年間17回）、特別支援教室専門員研修（年間9回）、特別支援指導補助員・教育補助員等を対象とした研修（年間2回）等を実施した。

今後も引き続き障害のある児童・生徒への理解力、指導力の向上を図るために研修を実施するとともに、内容の一層の充実を図っていくことが望ましい。

③ 特別支援学校のセンター的機能を生かした教員の専門性向上

稲城市におけるエリアネットワークのセンター的機能を担う特別支援学校（東京

都立多摩桜の丘学園)と市内小・中学校との連携を図り、各教科や領域、各教科等を合わせた指導等において、教科や単元のねらいに沿った指導を展開していくことができるよう、特別支援学級担当教員をはじめとした教員の指導力・専門性を高めていくための具体的な取組を進めていくことが望ましい。

④ 就学前機関、小学校、中学校、高等学校等の一貫した指導の充実

学校生活支援シートは、進級や進学といったライフステージの節目をつなぎ、切れ目ない支援を行うためのツールとして重要である。

また、個別指導計画は、学校生活支援シートに示された学校での支援を具体化し、児童・生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うためのツールとして重要である。

児童・生徒への支援の一層の充実を図るために、学校生活支援シートや個別指導計画等をより効果的に活用することが望ましい。

(2) 知的障害のある児童への支援 ～小学校特別支援学級における支援～

① 平成 29 年度における稲城市立小学校知的障害特別支援学級（固定級）の現状

ア 特別支援学級設置小学校

知的障害特別支援学級（固定級）を設置している小学校は、稲城第三小学校、長峰小学校、平尾小学校の 3 校である。

イ 特別支援学級の児童数及び学級数

東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準より、知的障害の固定級の学級定員は 8 人とされている。

平成 29 年 4 月 7 日現在の小学校特別支援学級の児童数及び学級数は、稲城第三小学校は児童数 33 人で 5 学級、長峰小学校は児童数 8 人で 1 学級、平尾小学校は児童数 11 人で 2 学級である。

特に、稲城第三小学校の学級数については、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて入級児童数が 10 人増えたことにより、平成 28 年度の 3 学級から平成 29 年度は 2 学級増加して 5 学級という状況である。

ウ 特別支援学級設置校の施設等の現状

稲城第三小学校については、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて特別支援学級が 2 学級増加したことによる施設面の課題、在籍児童数が 30 人を超えたことによる指導面の課題等があり、今後の児童数の増加に対応できない状況が見られる。

長峰小学校については、特別支援学級を増設するための空き教室が少なく、児童数も現在 8 人であり 1 学級の定員の上限を受け入れているという状況である。

平尾小学校については、2 学級の定員までは受入れの余裕はあるが、空き教室が少なく、今後さらに学級数を増加することは困難な状況である。

② 今後の特別支援学級児童数等の予測

稲城市特別支援教育相談室における就学、転学、入級、入室相談の状況は、平成28年度については、年間で小学校就学相談件数が46件、小学校転学・入級・入室相談件数が46件であったの対し、平成29年度については、平成29年7月14日現在で小学校就学相談の申込件数が32件、小学校転学・入級・入室相談の申込件数が28件であり、今後の相談申込の状況によっては、年間の相談件数が平成28年度を上回る可能性がある。(平成30年2月末日現在の小学校就学相談の申込件数は58件、小学校転学・入級・入室相談の申込件数は68件)

平成29年度に市内小学校の特別支援学級に入級した第1学年児童数は13人であり、そのうち9人が稲城第三小学校に入級した。

相談状況等により、平成30年度の市内小学校の入級希望児童数も平成29年度と同程度になる可能性が考えられる。

③ 特別支援学級における課題

特別支援教育に関する理解の広がりに伴い、特別支援学級へ入級を希望する児童・生徒が増加傾向にあり、平成30年度の入級希望児童数の状況によっては、特別支援学級の学級数が使用可能教室数を上回る可能性がある。

早急に稲城市立小学校に知的障害特別支援学級を増設することが望ましいと考える。

④ 特別支援学級の設置が想定される小学校

稲城第三小学校については、施設の状況や指導の実態から現状以上の学級数増は困難な状況がある。

長峰小学校については、現在の児童数と施設の状況から、現状以上の学級数増は避けたい状況がある。

平尾小学校については、平成29年7月現在、学級の定員にはまだ余裕があるが、施設の状況から現状以上の学級数増は困難な状況がある。また、矢野口、東長沼、大丸、押立の地区の児童が平尾小学校まで通学することは難しく、稲城第三小学校の児童数が増加している現状を平尾小学校の特別支援学級で対応することは困難であると考えられる。

知的障害のある児童への支援を継続、充実させるためには、稲城市立小学校に知的障害の特別支援学級を新たに増設することが望ましいと考える。

稲城第三小学校の特別支援学級の現状を鑑みると、矢野口、押立地区の児童が通える地区に新たに特別支援学級の設置することが望ましいと考える。

稲城第四小学校、稲城第七小学校に特別支援学級を設置することは、児童数と施設の状況から困難な状況である。

稲城第一小学校については、学習スペース、プレイルーム、職員執務用・教材保管スペースなど特別支援学級に対応可能な仕様の教室が1階に設置されていること、通常の学級の児童用玄関とは別に特別支援学級児童が使用可能な玄関が設置されていること、特別支援学級候補である教室から一番近いトイレが多目的トイレであること、設置の際に新たに大規模な工事を行う必要がないことなど、施設の状況を鑑みると、新たに特別支援学級を設置することに対応可能な状況がある。

⑤ 稲城市特別支援教育あり方検討会の意見

小学校の知的障害特別支援学級の状況の改善が喫緊の課題であると考え。課題への対応として、稲城市特別支援教育あり方検討会の意見は以下のとおりである。

- ・稲城市立小学校に知的障害特別支援学級を早急に増設することが望ましい。
- ・知的障害特別支援学級の増設について、稲城第一小学校に増設することが望ましい。

(3) 発達障害のある児童への支援 ～小学校特別支援教室「すまいるルーム」における支援について～

① 平成29年度における小学校特別支援教室「すまいるルーム」の現状と成果

ア 小学校特別支援教室「すまいるルーム」設置の状況

平成29年4月に、市内全ての小学校に特別支援教室「すまいるルーム」を設置し、発達障害のある児童が自校において特別な支援を受けられる体制を整えた。

イ 小学校特別支援教室「すまいるルーム」の児童数

小学校特別支援教室「すまいるルーム」の市内全体の入室児童数は、平成29年4月1日現在93人で指導・支援をスタートし、その後、年度途中の入室により13人増加し、平成29年11月1日現在106人という状況である。

ウ 小学校特別支援教室「すまいるルーム」設置による成果

小学校特別支援教室「すまいるルーム」の入室児童数は、上記5-(3)-①-イの記載のとおり年度途中に1割程度増加し、その後の入室相談及び就学支援委員会等の結果により、平成30年度当初の入室児童数は平成30年2月末現在で150人を超える児童数になると想定している。1年間の指導・支援の結果、入室児童数が1.6倍強に増加している状況がある。

入室希望の児童数が増えた要因として、「巡回指導教員と在籍学級担任との連携による指導・支援の充実」や「他校の通級指導学級への移動による児童・保護者の負担の軽減」などの特別支援教室における指導・支援の効果を児童・保護者が実感するとともに、特別支援教育や「すまいるルーム」に対する理解に広がりが見られることなどが考えられる。

また、小学校特別支援教室「すまいるルーム」の設置に伴い新たに配置された

巡回指導教員対象の研修を年間 17 回、特別支援教室専門員対象の研修を年間 9 回実施することにより、年間を通じて専門性の向上を図ったことが指導・支援の充実につながっているものとする。

② 小学校特別支援教室「すまいるルーム」における課題

ア 拠点・巡回校グループの編制について

小学校特別支援教室「すまいるルーム」の拠点・巡回校グループは、平成 29 年度末現在、市内に 4 校の拠点校を配置し、原則として拠点校 1 校に巡回校 2 校の 3 校を 1 つの拠点・巡回校グループになるよう編制している。

1 人の巡回指導教員が 1 週間の中で 3 つの小学校を巡回して指導を行っており、そのため学校によっては巡回指導が 1 週間の中で 1 日のみという状況がある。また、1 人の巡回指導教員が 3 つの小学校の教員と連携を図っていく必要があるため、巡回指導教員にかかる負担が大きいという現状がある。

巡回指導教員の配置の工夫により、学校ごとの 1 週間当たりの巡回指導の日数を増加させるとともに、巡回指導教員の負担の軽減を図ることが課題である。

イ 施設・設備等の環境整備について

平成 30 年度に入室児童数の増加が見込まれることから、特別支援教室「すまいるルーム」において同時間内に複数の児童を指導するという状況が想定される。

現在、教室内に間仕切り等を設置するなどして、複数名を同時に個別指導できるような対応を行っているが、指導・支援の一層の充実を図るためには、今後の入室児童数増加に応じた環境整備が課題であるとする。

ウ 巡回指導教員の専門性の向上について

平成 30 年度に入室児童数の増加が見込まれることから、配置される教員数の増加が予想されるとともに、新規採用教員が配置される可能性も考えられる。稲城市における巡回指導 2 年目の教員の経験や成果を巡回指導 1 年目の教員に引き継いでいくとともに、巡回指導教員の指導力・専門性の向上を図るための研究・研修を充実させていくことが課題である。

エ 通常の学級の学級担任等の特別支援教育への理解の促進について

特別支援教室「すまいるルーム」における指導・支援は、児童の在籍学級における学習上・行動上の困難をより効果的に改善・克服することにより、学力や集団適応能力の伸長を図ることが目的である。そのため、巡回指導の効果を高めるためには巡回指導教員と在籍学級担任等との連携が重要である。

通常の学級で指導を行う学級担任等の教員が、特別支援教育への理解を一層深めていくことも今後の課題であるとする。

③ 稲城市特別支援教育あり方検討会の意見

小学校特別支援教室「すまいるルーム」における指導・支援を一層充実させるための対策として、稲城市特別支援教育あり方検討会の意見は以下のとおりである。

- ・児童への指導・支援の充実及び巡回指導教員の負担軽減を図るために、拠点校を現在の4校から6校に増やし、拠点・巡回校グループを現在の1グループ3校から1グループ2校の編制にすることが望ましい。
- ・入室児童数増加に対応した施設・設備等の環境整備を進めていくことが望ましい。
- ・巡回指導教員や特別支援教室専門員の専門性の向上及び通常の学級の担任等の教員の特別支援教育への理解の促進を図るためを目的とした研究・研修の一層の充実が望ましい。

(4) 発達障害のある生徒への支援 ～中学校特別支援教室の導入に向けて～

① 平成29年度における中学校情緒障害等通級指導学級の現状

ア 情緒障害等通級指導学級設置中学校

情緒障害等通級指導学級を設置している中学校は、稲城第五中学校である。

イ 情緒障害等通級指導学級の生徒数

東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準より、情緒障害等通級指導学級の学級定員は10人とされている。

平成29年4月7日現在の稲城第五中学校の情緒障害等通級指導学級の生徒数及び学級数は、第1学年が2人、第2学年が6人、第3学年で4人、合計12人であり、2学級の編制である。

② 東京都における中学校特別支援教室の導入について

中学校特別支援教室の導入については、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画（平成29年2月 東京都教育委員会）」の中に、「平成30年度から準備の整った区市町村において特別支援教室を導入し、平成33年度までに全ての中学校での設置を目指します」と示されている。

③ 中学校特別支援教室における支援を必要とする生徒数の予測

平成29年度の就学相談及び就学支援委員会等の結果により、平成30年度に中学校へ入学する第1学年生徒のうち稲城第五中学校の情緒障害等通級指導学級への入級を希望している生徒は、平成30年2月7日現在8人である。これにより、平成30年度の稲城第五中学校の情緒障害等通級指導学級の生徒数は17人となることを見込まれている。

また、平成30年度の小学校特別支援教室「すまいるルーム」の児童数について、平成30年3月7日現在、第6学年が20人、第5学年が26人となることを見込ま

れている。

中学生という発達段階においては、小学校で巡回指導を受けていた児童が中学校入学の際に、本人の希望により中学校における巡回指導を望まない場合も考えられる。それでも、小学校特別支援教室「すまいるルーム」の入室児童数が増加している現状を鑑みると、中学校において特別な支援を必要とする発達障害のある生徒の人数は、今後増加していく傾向にあると考えられる。

④ 中学校特別支援教室の導入に係る課題

ア 導入時期について

平成 29 年度に市内全ての小学校に特別支援教室「すまいるルーム」を設置したことにより、「すまいるルーム」における巡回指導を受けた第 6 学年児童が平成 30 年 4 月に中学校へ進学するという状況がある。また、小学校特別支援教室「すまいるルーム」の入室児童数が増加傾向にあることから、平成 31 年度以降、市内中学校において特別な指導・支援を必要とする発達障害のある生徒数の増加が確実に見込まれる。

小学校から中学校へ切れ目ない支援を行うためには、中学校において可能な限り早期に特別支援教室を導入するよう、指導計画・指導内容の研究や施設・設備の整備等の導入計画を進めていくことが課題である。

イ 拠点・巡回校グループの編制について

5-(3)-②の小学校特別支援教室「すまいるルーム」における課題で示したとおり、生徒への指導・支援の充実及び巡回指導教員の負担軽減を図るためには、複数の拠点校を設置することが望ましい。

一方で、中学校教員にとってはこれまで経験のない巡回指導を実施することから、経験豊かな教員と経験が少ない教員とでペアを組んで巡回指導を行うなど、複数の巡回指導教員でチームを組んで指導に当たれるような教員配置を行うことも重要である。

また、中学生という発達段階においては、小学校で巡回指導を受けていた児童が中学校入学の際に本人の希望により巡回指導を望まない場合も想定されることから、入室予定の生徒数については慎重に判断する必要がある。

以上のことから、入室予定生徒数を踏まえた上で、生徒への指導・支援の充実及び巡回指導教員の負担軽減の観点から、適切な拠点・巡回校グループを編制していくことが課題であると考えられる。

なお、拠点校となる学校については、特別支援教室拠点校と知的障害特別支援学級（固定級）設置校を市内にバランスよく配置するという考えもあれば、現在の通級指導学級における指導の実績を市内で活用できるように拠点校を設置するという考えもある。必ずしも特別支援教室拠点校と知的障害特別支援学級（固定

級) 設置校とを分ける必要はないものとする。

ウ 巡回指導の試行について

平成 29 年度の小学校特別支援教室の導入に当たっては、巡回指導実施の際の課題等を整理し対応することを目的として、導入前年度の平成 28 年 9 月から若葉台小学校において特別支援教室における巡回指導の試行を実施した。

中学校においても巡回指導の試行を実施することが望ましいと考えるが、試行に当たっては中学生という発達段階を考慮し、対象生徒本人や保護者に巡回指導の目的や指導内容等について丁寧な説明を行い、十分な理解を得た上で進めていく必要がある。

また、試行を行う際には、複数の生徒を対象にして実施することが望ましいことから、通級指導学級に入級している生徒数を踏まえた上で試行を実施する学校を決定していく必要がある。

以上のことから、対象生徒本人や保護者の意向を踏まえた上で、中学校特別支援教室における巡回指導の試行について検討を進めていくことが課題である。

エ 教員を対象とした研修の充実について

中学校特別支援教室における指導・支援の充実を図るためには、巡回指導教員の指導力・専門性の向上が求められる。小学校特別支援教室「すまいるルーム」における指導の成果や実績を中学校における指導に生かしていけるよう、中学校特別支援教室の導入前に研修を進めていく必要がある。

また、生徒の在籍学級における学習上・行動上の困難をより効果的に改善・克服するという巡回指導の目的の達成のためには、教科担任制という中学校の指導体制において、学級担任のみならず中学校教員全体の特別支援教育への理解の促進を図る必要があると考える。

以上のことから、教員を対象とした研修の一層の充実を図ることが課題であるとする。

⑤ 稲城市特別支援教育あり方検討会の意見

発達障害のある生徒への指導・支援の一層の充実を図るために、中学校特別支援教室の導入に向けた稲城市特別支援教育あり方検討会の意見は以下のとおりである。

- ・小学校から中学校へ切れ目ない支援を行うためにも、早期に中学校特別支援教室を導入する必要があるとあり、平成 31 年度からの全面実施が望ましい。
- ・複数の巡回指導教員でチームを組めるような教員配置を行うことを前提にして、入室予定生徒数を踏まえた適切な拠点・巡回校グループを編制していくことが望ましい。
- ・対象生徒本人や保護者の同意の下、可能な限り巡回指導の試行を実施することが望ましい。また、対象生徒が複数人在籍する学校において試行を行うことが

望ましい。

- ・中学校における巡回指導教員の指導力・専門性の向上及び中学校教員全体の特別支援教育への理解促進を図るための研修が必要であり、まずは現在情緒障害等通級指導学級において指導を行っている中学校教員が、平成30年度の小学校巡回指導教員研修へ、研修内容により可能な限り参加することが望ましい。

(5) 発達障害のある児童・生徒への支援 ～自閉症・情緒障害特別支援学級（固定級）の設置について～

① 自閉症・情緒障害特別支援学級設置に係る検討の必要性

通常の学級に在籍している児童・生徒の中には、他者とのコミュニケーションに課題があったり、児童・生徒数が多いという教室環境に適応が難しかったりすることにより、学習上・行動上の困難を抱えている者がいる。その中には、特別支援教室における巡回指導だけでは困難さの改善がなかなか進まない場合も考えられる。適切な支援を行わなければ、二次障害を引き起こす心配も考えられる。

障害のある児童・生徒のもつ困難さをより効果的に改善・克服するとともに、本人のもつ能力の高い部分を最大限に発揮させることができるような支援体制を確立する必要がある。

「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画（平成29年2月 東京都教育委員会）」の中に、「通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒の中には、情緒障害等通級指導学級による指導では、十分に成果を上げることが困難な児童・生徒もいます。このような児童・生徒に対しては、自閉症・情緒障害特別支援学級において、適切な指導・支援を行うことが有効です。」と示されている。

自閉症・情緒障害特別支援学級が設置されている区市町村があるという状況を踏まえ、児童・生徒やその保護者のニーズに応じた教育環境の充実を図るために、稲城市においても自閉症・情緒障害特別支援学級の設置を検討する必要があると考える。

② 自閉症・情緒障害特別支援学級設置に係る課題

ア 発達障害のある児童・生徒への支援体制について

本市における発達障害のある児童・生徒への支援体制については、平成29年度に市内全ての小学校に特別支援教室「すまいるルーム」を設置し、今後、中学校特別支援教室の設置に向けた準備を進めていくことになる。5-(3)及び(4)で示したとおり、小学校特別支援教室「すまいるルーム」の運営及び中学校特別支援教室導入に関しては、今後取り組むべき複数の課題があると考えられる。

特別支援教育に係る学校の組織・運営体制の整備、教員の専門性・指導力向上

を図るための研修の充実、児童・生徒やその保護者の特別支援教育への理解の啓発などの観点から、特別支援教室における支援体制の整備・充実と自閉症・情緒障害特別支援学級の設置を同時に進めることは学校や教員にかかる負担が非常に大きいと考えられる。まずは、小学校特別支援教室「すまいるルーム」の運営体制の整備及び中学校特別支援教室の導入を適切かつ確実に実施した上で、自閉症・情緒障害特別支援学級設置に係る検討を進めることが望ましい。

イ 自閉症・情緒障害特別支援学級のニーズの把握について

自閉症・情緒障害特別支援学級に入級した児童・生徒は、自宅から自閉症・情緒障害特別支援学級設置校まで毎日通学することになる。小学校特別支援教室「すまいるルーム」設置における成果が見られることと、今後中学校特別支援教室の導入が想定されることから、自閉症・情緒障害特別支援学級への転学を希望せずに特別支援教室における指導を希望する児童・生徒やその保護者がいることも考えられる。自閉症・情緒障害特別支援学級に関する児童・生徒やその保護者のニーズについて把握していく必要がある。

ウ 自閉症・情緒障害特別支援学級における教育課程の編成等について

自閉症・情緒障害特別支援学級は、知的障害のない自閉症等の児童・生徒を対象としているため、小学校及び中学校の教育課程に準じた各教科の授業時数を十分に確保するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うための領域である自立活動の時間を適切に教育課程の中に位置付ける必要がある。

児童・生徒やその保護者の教育的ニーズに応えるためには、一人一人の抱える困難さや障害の程度に応じた教育課程の編成、指導内容・指導方法、学習評価の在り方等について十分に研究を進め、実効性のあるものに整えていく必要がある。

また、中学校自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する生徒の卒業後の進路選択については、生徒やその保護者への確実な情報提供や丁寧な説明及び生徒が自己理解に基づき自分に合った進路先を選択できるための適切な支援が求められる。適切な進路指導の在り方について、他市の情報を収集したり研究を進めたりする必要がある。

エ 自閉症・情緒障害特別支援学級設置校について

自閉症・情緒障害特別支援学級を設置する場合、小学校段階から適切な支援を行うためにまずは小学校に設置することが望ましいという考えと、キャリア教育の視点からまずは中学校に設置することが望ましいという考えがある。小学校のみ設置している自治体や中学校のみ設置している自治体もあることから、それぞれの実態について情報を収集していく必要がある。

設置校数については、児童・生徒やその保護者のニーズに応じて決定することになると思われるが、例えば、自閉症・情緒障害特別支援学級を市立小学校1校

に設置した場合、対象児童は市内全域から設置校に毎日通学することになり、通学距離や安全管理の観点から通学が困難な場合も想定される。

自閉症・情緒障害特別支援学級を設置する校種や設置校数については、他市の情報を収集するなどして慎重に判断する必要がある。

オ 東京都教育委員会の動向について

「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画（平成29年2月 東京都教育委員会）」の中に、「区市町村では自閉症・情緒障害特別支援学級の設置数を増やしているものの、障害の状態に応じた指導が確立されていない、対象児童・生徒の入級の判定が難しい等の課題が挙げられています。このため、都教育委員会では、障害の状態に応じた特別な教育課程の編成方針や適切な就学の徹底、学習の評価方法等の在り方を示し、固定学級における指導の充実を図ります。」と示されている。東京都教育委員会の動向を注視していくことが大切である。

③ 稲城市特別支援教育あり方検討会の意見

発達障害等のある生徒への指導・支援の一層の充実を図るために、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置に向けた稲城市特別支援教育あり方検討会の意見は以下のとおりである。

- ・児童・生徒やその保護者のニーズに応じた教育環境の充実を図るために、中学校特別支援教室の設置及び指導體制・指導方法等が確立された後に、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置について検討を行うことが望ましい。
- ・自閉症・情緒障害特別支援学級の設置検討に当たっては、児童・生徒やその保護者のニーズを把握した上で、その必要性について判断することが望ましい。
- ・自閉症・情緒障害特別支援学級の校種、設置校数や、自閉症・情緒障害特別支援学級における教育課程の編成方針、指導内容・指導方法、学習評価、進路指導の在り方等について、東京都教育委員会や他市の情報を収集するなどして研究・検討を進めていくことが望ましい。

(6) 言語障害のある児童及び聴覚障害のある児童への支援 ～難聴通級指導学級の設置について～

① 平成29年度における言語障害通級指導学級の現状

ア 言語障害通級指導学級設置小学校

言語障害通級指導学級を設置している小学校は、向陽台小学校である。

イ 言語障害通級指導学級の児童数

東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準より、言語障害通級指導学級の学級定員は20人とされている。

平成29年4月7日現在の向陽台小学校の言語障害通級指導学級の児童数及び学

級数は、38人で2学級の編制である。

ウ 言語障害通級指導学級における指導・支援

言語障害通級指導学級においては、児童の障害の状態に応じた適切な指導・支援が行われており、平成29年度は7人の児童が困難さの改善・克服が図られたことにより退級している。

一方で、聴覚に困難さを抱える児童に関しては、平成27年4月から平成29年1月までに5件の相談があったが、市内に難聴通級指導学級が設置されていないことにより、相談者の中には教育施策である通級指導学級ではなく療育機関で支援を受ける選択をした保護者もいたとのことである。平成29年度に言語障害通級指導学級に入級している聴覚に困難さを抱える児童は2人であり、平成30年度は3人になることが見込まれている。

② 難聴通級指導学級設置により期待される効果と設置に向けた課題

現在、言語障害通級指導学級担当教員が、言語障害のある児童と聴覚障害のある児童それぞれの障害や困難さに応じた指導・支援を行っているという現状がある。言語障害通級指導学級とは別に難聴通級指導学級を設置することにより、それぞれの抱える困難さに応じた適切な指導・支援の充実が期待できる。

難聴通級指導学級における指導・支援については高い専門性が求められる。平成29年度現在、聴覚障害のある児童への指導・支援に関する専門性が高い教員が市内に配置されていることから、その専門性を生かした難聴通級指導学級の円滑な導入と適切な指導・支援の実施が期待できる状況にある。

言語障害通級指導学級に入級している児童の実態や本市における難聴通級指導学級のニーズを鑑みると、難聴通級指導学級の設置については慎重に判断しなければならないとの意見もある。一方で、言語障害のある児童と聴覚障害のある児童とでは指導・支援の内容や方法が異なることから、それぞれの障害や困難さに応じた支援体制を整備することは必要なことであると考えられる。

難聴通級指導学級の多くは言語障害通級指導学級と併設されている状況があり、それぞれの指導・支援の内容を踏まえると教員の専門性・指導力向上の観点からも併設することが望ましい。また、難聴通級指導学級の設置に当たっては、適切な指導・支援を行うための防音の対策など、施設・設備を十分に整備する必要がある。現在、向陽台小学校に言語障害通級指導学級が設置されており、また、向陽台小学校は施設・設備の面で難聴通級指導学級を設置することが可能な状況がある。

③ 稲城市特別支援教育あり方検討会の意見

聴覚に困難さを抱える児童への指導・支援の一層の充実を図るために、難聴通

級指導学級の設置に向けた稲城市特別支援教育あり方検討会の意見は以下のとおりである。

- ・対象児童数は少ないかもしれないが、聴覚に困難を抱える児童への指導・支援の一層の充実を図るためには、小学校に難聴通級指導学級を早期に設置することが望ましい。
- ・難聴通級指導学級設置校については、指導体制・指導方法の面と、施設・設備の面を鑑みて、現在言語障害通級指導学級が設置されている向陽台小学校に設置することが望ましい。

6. おわりに

本検討会は、稲城市における特別支援教育の充実を図ることを目的として、5回にわたって検討を重ねてきた。

特に、小学校の知的障害特別支援学級における支援の体制を優先課題とし、平成29年7月に、稲城市立小学校に知的障害特別支援学級を早急に増設する必要性について中間報告を行った。

平成30年4月に、稲城第一小学校に新たに特別支援学級が設置されることになったことは、本検討会を設置し検討を重ねた意義があったものとする。

また、小学校特別支援教室「すまいるルーム」における指導・支援の一層の充実、中学校特別支援教室導入に向けての準備、自閉症・情緒障害特別支援学級設置に係る検討の必要性、難聴通級通指導学級の必要性等についても具体的に検討を重ね、本検討会の意見としてまとめた。

障害のある児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばするとともに、共生社会の実現を図るためには、稲城市における特別支援教育の一層の推進を図っていく必要があると考える。

以上、本検討会のまとめとする。